

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

「食」は“人間が生きていく基本”となるもので、生涯にわたり健やかな心身を培うとともに、その地域の自然や文化に育まれた営みを、次世代へ伝える役割も果たしています。

しかしながら、近年、家族形態の多様化、経済的環境の変化、高齢化の進展などに伴い、食を取り巻く環境が大きく変化しており、その結果、食習慣の乱れ、栄養の偏り、食を通じたコミュニケーションの機会の減少、食べ物を大切にする意識の希薄化など、様々な問題が生じています。また、食の安全、安心に対する市民の関心も高まっています。

国は、平成17年6月に「食育基本法」を施行し、国民運動として「食育」を推進することを決め、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」、平成28年3月には「第3次食育推進基本計画」を策定し、全国的に様々な食育施策が展開されています。

また、千葉県も平成20年11月に第1次千葉県食育推進計画、平成25年1月に第2次計画、平成28年12月に「ちばの恵みでまんてん笑顔」をキャッチフレーズに第3次計画を策定し、目標の達成に向け施策を総合的かつ計画的に推進しています。

市川市では平成20年1月に第1次市川市食育推進計画、平成25年3月に第2次市川市食育推進計画を策定し食育に取り組んでまいりました。

その結果、多くの市民が食に関心を持ち「食育」が広く認知されている一方、依然として、若い世代や働く世代に朝食の欠食や生活習慣病の予防や改善など、健全な食生活の実践まで至っていない人が多いのが現状です。

そこで、第2次計画の「周知から実践」を第3次計画では「食育の実践者の環（わ）を広げよう！～つなぐ・広がる いちかわの食育～」として市民一人ひとりの実践を支え、関係者及び機関のネットワークによるつながりを強化し、さらに新しい連携を生み出すなど、食育の環（わ）を広げ、市民の実践者が増えるよう食育のより一層の推進を図るため、第3次市川市食育推進計画を平成30年3月に策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

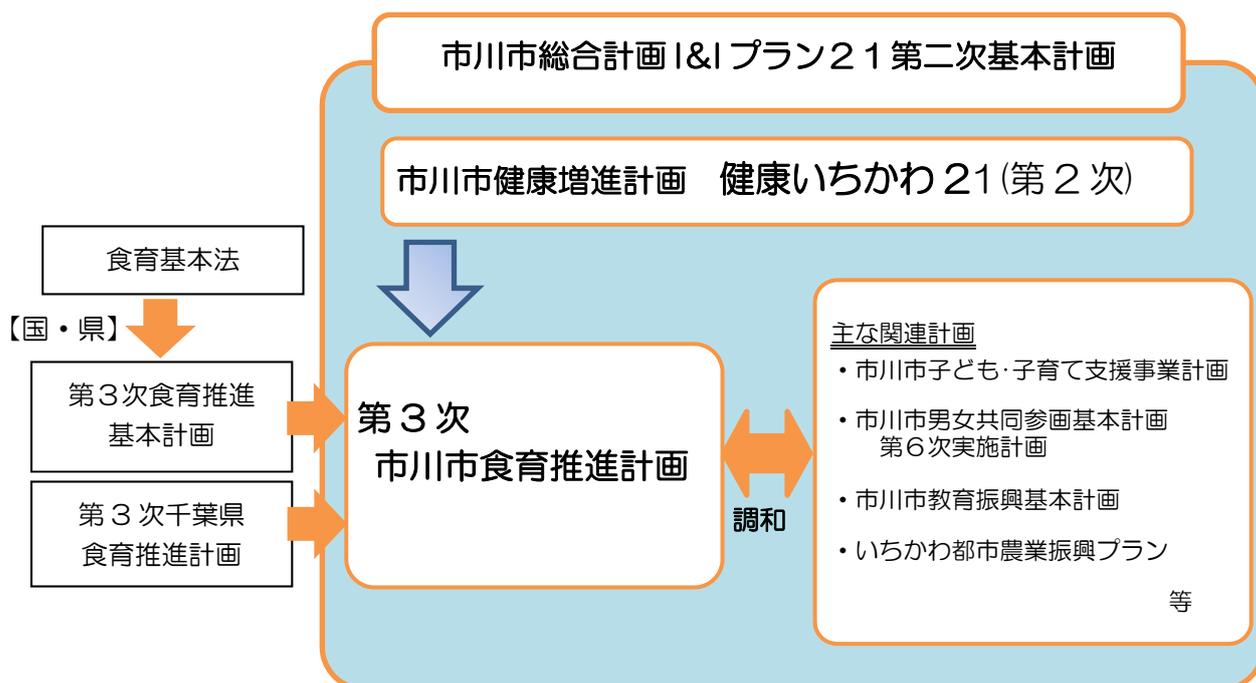
食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけられるものです。

(2) 市川市の各計画との関係

本計画は総合計画I&Iプランにおける基本理念や基本目標、施策の方向性を踏まえ、関連計画の「市川市健康増進計画（第2次）」に掲げる「栄養・食生活」の分野の内容を具体的に推進していくためのものです。

なお、市川市では、市民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる「誰もが健康なまち」の実現に向けて市民ぐるみで健康づくりの推進をしており、そのために、「食生活」は重要な要素であると捉えています。

本計画は、前計画同様、本市における食育を総合的に推進するもので、関連諸計画等との調和を保つものとします。



食育基本法（一部抜粋）

（市町村食育推進計画）

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35									
		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023									
国 食育推進 基本計画	食育基本法(平成17年6月制定)																											
	第1次 (計画期間 平成18~22年度)						第2次 (計画期間 平成23~27年度)						第3次 (計画期間 平成28~32年度)															
千葉県 食育 推進計画			第1次 (計画期間 平成20~23年度)				第2次 (計画期間 平成24~28年度)						第3次 (計画期間 平成29~33年度)															
市川市	市川市総合計画 (I&Iプラン21)																											
	第1次 基本計画 (計画期間 平成13~22年度)					第2次 基本計画 (計画期間 平成23~32年度)																						
	健康いちかわ21 (市川市健康 増進計画)											健康いちかわ21 (第1次) (計画期間 平成18~27年度)								健康いちかわ21 (第2次) (計画期間 平成28~37年度)								
市川市食育 推進計画			第1次 (平成20~ 22年度)	延伸 見直し		第2次 (平成25~29年度)					第3次 (平成30~34年度)																	

食育とは（「食育基本法」前文より）

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされています。